ዹ 貨物概要

電子たばこに使用するカートリッジで、プラスチック製の容器の内部にプロピレングリコール、グリセロール、バニラ、メントール等からなる溶液と、溶液を加熱し気化させるためのコイルを有するもの

ዹ 分類

関税率表第 2404.19号(統計番号 2404.19-200) のその他の非燃焼吸引用の物品

♣ 分類理由

本品は、関税率表第 24 類注 3 に規定される「非燃焼吸引」を行うための器具に 用いられる溶液 (リキッド) 入りカートリッジであり、たばこ、再生たばこ及びニ コチンのいずれも含有しないことから、上記のとおり分類されます。

同表解説第85.43項に、電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器 具に使用するように意図された液体又は溶液を含有するカートリッジは、加熱要素 又はアトマイザーとともに提示するかしないかを問わず、第85.43項に分類されな いと記載されていることから、本品のように溶液を加熱し気化させるためのコイル (加熱要素)を含むものであっても、同項には分類されません。

ዹ 参考

関税率表解説第85.43項(抜粋)

この項には、次の物品を含まない。

(b)液体又は溶液を含有するカートリッジ又はタンク(他の物品(例えば、加熱要素又はアトマイザー)とともに提示するかしないかを問わない。)。これらは、電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器具に使用するように意図されている(24.04)。

^ ^

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)